Ⅶ　Ｊ－ＦＣＳクラス分けマニュアル

２０１３版

このマニュアルはＩＰＣクラス分けルール＆規則 2011. 5 版に順じており、日本国内の状況を鑑み一部修正を行なったものである。

1. 総則

１．１　クラス分けの意義

障害者水泳の競技においてクラス分けは公平、公正な競技を行うために不可欠なものであるので、それを決定するクラス分けテストでは選手は競技と同じように全力で行わなければならない。クラス分け委員の指示に協力し、選手はすべてのテストにおいて全力を発揮しなければならない。競技に対してフェアープレイの精神が不可欠である。

１．２　クラス分けマニュアルの適用およびクラスの構成

このクラス分けマニュアルは日本身体障がい者水泳連盟（以下ＪＳＦＤと略す）の主催大会、地域指定大会に適用する。

「Ｊ」は日本のという意味で、ＦＣＳは機能的クラス分けという意味をあらわす。このクラス分けは切断、脊髄損傷、脳性まひ等の障害の種類に関係なく、Ｓ，ＳＢ，ＳＭという泳法ごとに必要な機能によって分けられる。Ｓは自由形・背泳ぎ・バタフライ、ＳＢは平泳ぎ、ＳＭは個人メドレーのクラスを表します。下表にクラス数字と障害の概要を表わす。

クラス表記	障害の概要
１～１０	肢体障害のクラス。ＳＢでは１～９まで。数字が小さいほうが障害は重度。
１１～１３	視覚障害のクラス。数字が小さいほうが障害は重度。
１５	聴覚障害
１４	知的障害
２１	肢体障害、視覚障害で、Ｓ１０，ＳＢ９、ＳＭ１０，およびＳ１３より軽度な障害。このクラスは日本独自のクラスである。
クラスなし＊	日本選手権大会のクラス分けテストにて大きな差異がみられるなど、整合性が得られない場合。それ以後日本選手権大会には出場できなくなる。

＊クラスなしと判定されたとき、その大会には出場できるが、表彰の対象から除かれ、記録の公認はない。

１．３　クラスとステータス（確定度合い）の付与

日本選手権大会において、障害が明確であり、障害が安定しており、水中での安全確保ができ、持てる能力を十分発揮してクラス分けテストを受検すると、クラスとステータスが付与される。これらの条件が満たされたらステータス「Ｊ」となる。一部条件が満たされていなければ「ＪＲ」となる。地域大会でのクラス分けではステータス「L」を付与する。ＪＳＦＤから指示がない限り、日

本選手権大会ならびに地域指定大会で「Ｊ－ＦＣＳクラス分け」を適用する大会にはＪＳＦＤが付与したクラスで出場しなければならない。付与したクラスはステータスの上位のものが優先される。ステータスは上位から「J」、「JR」、「L」の順で優先される。日本選手権大会にてクラスなしを付与された場合、ステータスは「ＬＬ」と表記される。尚、国際クラス分けのステータスを含めると上位から「C」、「R」、「ＪＪ」、「Ｊ」、「ＪＲ」、「ＪＬ」「ＬＬ」、「Ｌ」となる。それぞれの意味合いは別表１を参照のこと。

１．４　クラス分けの受検や申請

１．４．１

ＪＳＦＤに登録し、日本選手権大会に参加しようとするものはＪＳＦＤが指定する地域大会において、クラス分けを受けなければならない。地域指定大会でクラス分けを受ける場合は同一年度に違う地域で別々にクラス分けを受けることはできない。また、同一年度の一番早い地域指定大会にてクラス分けを受検することとする。

１．４．２　日本選手権大会のクラス分け

日本選手権大会において、肢体不自由の選手はベンチテストとウォータテスト、競技観察を行う。これらの事項を総合してクラスを判定する。クラス分け受検の対象者については大会要綱にて明確にする。

１．４．３　地域指定大会でのクラス分け

地域指定大会ではＪ－ＦＣＳマニュアルのクラス分け手順を簡素化したものを行う。実施する手順は地域連盟にて判断することができるが、肢体不自由は必ずベンチテストを含めなければならない。視覚障害はクラス分け申請手続きを行う。

１．４．４　聴覚障害者のクラス分け

聴覚、平衡、音声・言語障害の部は身体障害者手帳に基づき、登録時に自動的にクラス分けされる。

１．４．５　クラス分けに必要は医学的情報の提出

クラス分けでは明確な障害があり、障害状態がクラス分けテストで測定できるものであることを証明する必要がある。連盟より指示された場合は医学的情報を記載したもの（診断書）を提出しなければならない。もし、障害の原因となる医学的な情報が証明されない場合や障害状態が測定できない場合は「Ｌ」レベルのステータス（確定度合い）となる。

１．５　クラスの変更

１．５．１

ＪＳＦＤより指示がある場合以外、クラスは変更されることはない。ＪＳＦＤの指示とは、競技観察、再クラス分けテスト等でクラス変更が適切と認められたとき、クラス分けマニュアルの変更があったときである。

１．５．２　障害が変化した場合でクラスの見直しを希望する場合

障害が変化した場合や、新たな障害が追加された場合はそれを証明する書類（障害状況を証明する診断書、身体障害者手帳のコピー等）を準備し、再度地域指定大会で再クラス分けを希望することができる。

１．５．３　国際ステータスを保持している選手で障害が変化した場合

国際ステータス（Ｃ，Ｒ）ならびにステータス「ＪＪ」を保持している選手で障害が変化した場合でクラス分けの見直しを希望する場合は、国際クラス差し止めの手続きを行う必要がある。そして地域大会ないし日本選手権大会参加時に再クラス分けを希望することができる。よってステータスは再クラス分け時に新たに付与されたステータスとなる。

１．５．４

障害の変化でクラスの変更が適切と認められた場合は、それに応じてステータスも変更になる。

１．６　クラス分けの抗議

１．６．１

ステータス「Ｊ」の場合、クラスに対する抗議をすることができる。この場合は以下の規則に従い申請をし、ＪＳＦＤが指定する大会にて再度クラス分けテストを受検しなければならない。

１．６．２　自分のクラスの抗議

自分のクラスについて抗議することができる。抗議のある選手は地域指定大会において所定の用紙に抗議料および手数料を添えて地域連盟経由で本部に提出する（地域大会時に申し出る）。抗議料は 8000 円、手数料は 2000 円とする。

１．６．３　他の選手のクラスの抗議

日本選手権大会時に、ステータス「Ｊ」の他の選手のクラスについて抗議をすることができる。この場合は、該当選手の競技終了後３０分以内に所定の用紙に抗議料および手数料を添えて大会本部に提出する。抗議料は 8000 円、手数料は 2000 円とする。

１．６．４　抗議処理

抗議処理委員会のメンバーは少なくとも１２か月以内に該当選手をクラス分けしたことのないクラス分け１チーム３名と、ＦＣＳに精通したスタッフ 1 名と、技術委員長または副技術委員長のうち１

名の合計5名とする。抗議によるクラス分けはこの条件が整う直近の日本選手権大会にて行う。

１．６．５

抗議が認められれば抗議料は返金される。手数料は返金されない。

１．７　大会の種類とクラス分け委員の構成

日本選手権大会や地域指定大会は以下の規定に基づき実施されなければならない。

１．７．１　日本選手権大会

日本選手権大会のクラス分け作業はＪＳＦＤ公認メディカルクラス分け委員と、ＪＳＦＤ公認テクニカルクラス分け委員の各 1 名以上を１チームとして構成されなければならない。全体的なチーム数は大会に応じて調整することができる。そのうちＪＳＦＤ公認本部競技役員を３名以上、ＪＳＦＤ公認地域競技役員を３名以上含まなければならない。

１．７．２　地域指定大会

地域指定大会のクラス分け作業はメディカルクラス分け委員とテクニカルクラス分け委員が共同して行わなければならない。地域大会のクラス分け作業にはＪＳＦＤ公認メディカルクラス分け委員を２名以上、ＪＳＦＤ公認テクニカルクラス分け委員を２名以上含まなければならない。公認委員のうち１名は本部委員であることが望ましい。ベンチテストはメディカル１名、テクニカル１名を１チームとして地域大会の状況に応じて総人数を決定できる。テクニカルクラス分け委員は障害泳法審判と兼務することができる。

１．７．３

地域指定大会で１．７．２の規定に満たない場合は必要な人員の派遣を技術委員会に申しこまなければならない。派遣規定は別に定める。

１．８　公認クラス分け委員について

ＪＳＦＤ公認クラス分け委員は本部委員と地域委員がある。それぞれ、別に定める規定に基づき公認される。また、公認の継続についても別に定める。

２．クラス分け手順

２．１．**肢体不自由のクラス分け手順**

２．１．１　肢体不自由のクラス分けテスト手順

クラスを決定するに当たり、次の必要な手続きならびにテストを行う。

① 誓約書

② ベンチテスト

③ ウォータテスト（伏し浮き、背浮き、スタート、ターン、４泳法ほか）

④ 競技観察

これらのうち①～③は競技に先立ち実施され、選手側の家族やチームから 1 名付き添わなければならない。

テストの詳細はＩＰＣクラス分け規則やマニュアルに準ずる。

２．１．２．

選手はクラス分け委員に協力しなければならない。痛みなどにより十分な能力が発揮できていないあるいは選手の能力を十分に評価できないと判断した場合はクラス分けを中止することがある。

２．１．３

選手は２．１．１のクラス分け手順のすべての過程において本来の能力を発揮しなければならない。もし、クラス分け委員が、本来の能力を発揮していないと判断した場合は、クラス分けを中止するか、クラスなしというクラスが付与される。

２．１．４

クラスなしというクラスが付与されると、それ以後は、日本選手権大会、ＪＰ大会など上位の大会には参加することができない。また、その大会には参加できるが順位、表彰の対象とはならない。クラス分けが中止となった場合、その大会には参加できるが順位、表彰の対象とはならない。クラス分け中止が連続した場合は技術委員会にて今後の対応を検討し選手に通知する。

２．１．５　クラス概要

別表「Ｊ－ＦＣＳクラス分け概要一覧」参照のこと。

２．２　視覚障害のクラス分け手順

地域指定大会において障害を具体的に示す書類（障害者手帳等）を持参してクラス申請を行う。クラス概要は別表「Ｊ－ＦＣＳクラス分け概要一覧」参照のこと。

２．３　視覚障害のクラス分け手順

地域指定大会において障害を具体的に示す書類（障害者手帳等）を持参してクラス申請を行う。クラス概要は別表「Ｊ－ＦＣＳクラス分け概要一覧」参照のこと。

２．４　泳法例外コード（ＲＥ）

２．４．１

障害があってもできる限り、泳法の規定どおりに泳ごうとしなければならないが、障害のためどう

してもやむおえない場合、泳法規則を緩和することがある。また、その選手のスタートや折り返し等において障害の特性上、ルール規定することがある。それらについて定めたものを泳法例外コード（ＲＥと略す）と呼び、選手に状況に応じて付与される。

W - WATER START　水中からのスタート
F - FEET START　身体を浮かせた状態で壁に付けた足を支持してもらうスタート（S1～S3のみが許される）
H - HEARING IMPAIRED LIGHT OR SIGNAL REQUIRED　聴覚障害があるのでスタートを知らせるライトまたはシグナルが必要
Y - STARTING DEVICE　スターティングデバイス（プールサイドを握れない等の場合に介助用具を使う）
E - UNABLE TO GRIP FOR BACKSTROKE START　背泳ぎのスタートでスターティンググリップを握れない
A - ASSISTANCE REQUIRED（例えば入退水などの場面で）選手を介助するスタッフが必要。
T - TAPPERS　タッパーが必要　（壁が近づいたことを安全な用具でたたくなどして合図する人をタッパーという）
B - BLACKENED GOGGLES　黒塗りのゴーグルが必要
G - PROTHESIS/GLASS EYES　義眼または人口器官など
P - PROTESTED　抗議処理済み

DURING SWIMMING

0 - NIL　特になし
1 - ONE HAND START　片手でのスタート〈背泳ぎ〉
2 - RIGHT HAND TOUCH　右手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉
3 - LEFT HAND TOUCH　左手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉
4 - RIGHT HAND TOUCH WITH SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH WITH OTHER
もう一方の手と同時タッチの意思を見せながら右手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉
5 - LEFT HAND TOUCH WITH SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH WITH OTHER
もう一方の手と同時タッチの意思を見せながら左手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉
6 - SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH
同時タッチの意思を見せながらのタッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉
7 - PART OF UPPER BODY MUST TOUCH　上半身の一部でタッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉
8 - RIGHT FOOT MUST TURN OUT　右足はあおり足になってはならない〈平泳ぎ〉
9 - LEFT FOOT MUST TURN OUT　左足はあおり足になってはならない〈平泳ぎ〉
12 - LEG DRAG OR SHOW INTENT TO KICK
正規のキック動作をする意思を見せながらキックするかまたは脚動作しないで脚を引きずった状態で泳ぐ〈平泳ぎ〉
+ - BUTTERFLY KICK IS ABLE TO BE PERFORMED　バタフライキックを打つ機能がある〈平泳

ぎ〉

☆ - SB21で医学的理由により平泳ぎのキックを禁止されている選手

２．４．２　泳法例外コードの変更

付与された泳法例外コードは、競技観察においてパフォーマンスが確認された時、変更されることがある。また、クラス分け変更には至らないが障害が変化した、あるいはプールコンディションに左右されるなど客観的かつ安全的な観点にて選手から申し出がある場合は該当大会のクラス分け委員の合意にて変更されることがある。

別表１　ステータスについて

Ｌ：地域大会で簡易的なＪ－ＦＣＳテストを受けた選手。クラスの確定度合いは暫定的です。日本選手権大会やＪＰ大会に参加するためには、まず、このステータスが必要です。このステータスでは、ＪＰ大会に参加する時にはＪ－ＦＣＳテストを必ず受けなければなりません。日本選手権大会に出場するときには大会要綱に従います。
Ｊ：日本選手権大会やＪＰ大会等でＪ－ＦＣＳテストを受け、クラスが安定していると判断された選手。このクラスステイタスは「Ｌ」より優先されます（クラスの確定度が高い）。そのクラスや記録は国内大会のみに公認され、国際的には公認されません。「Ｊ」のうち、クラス確定に至らない場合は「ＪＲ」となります。日本選手権大会やＪＰ大会でクラスなしと判定された場合は「ＬＬ」となります。「ＬＬ」の場合は地域大会のみの参加となります。
ＪＪ：2000 年～2009 年間でＩＰＣ公認大会でＩＰＣ公認クラス分け委員や国内のクラス分け委員により、クラス分けを受けた選手で、クラスの確定度合いが“Ｃ”または“Ｒ”に至っていない選手。ＩＰＣ公認国際大会に参加する場合、その大会でＩＰＣクラス分けテストを受けなければなりません。
Ｒ：ＩＰＣ公認大会でＩＰＣ公認クラス分け委員によるクラス分けテストを受けた選手で、Ｃステータスに至っておらず、クラスの再確認が必要な選手。個々の選手の状況に応じてＩＰＣ公認大会に出場する時に、再度クラス分けテストを受けなければなりません。「ＲＥＶＩＥＷ：クラスの再確認が必要」という意味があります。
Ｃ：ＩＰＣ公認大会でＩＰＣ公認クラス分け委員によるクラス分けを受けた選手で、クラスが確定している選手。 Ｃステータスになった以後はＩＰＣ公認大会に参加する場合、クラス分けテストを受ける必要はありません。ただし、他国などの抗議で再度クラス分けテストを受けなければならない場合があります。　尚、ＩＰＣ公認大会でＩＰＣ公認クラ

ス分け委員によるクラス分けでクラス分けの違反があった場合はクラスが付与されず、ＩＰＣ公認大会に参加することができません。この場合「ＪＬ」としＩＰＣ公認大会は参加することができませんが、Ｊ－ＦＣＳで行う大会へは参加することができます。

国際選手登録手続きをした場合でＩＰＣクラス分けが済んでいない場合は国際マスターリストには「N」と表記されます。

別表２．　Ｊ－ＦＳＣクラス分け概要一覧

1．脊髄損傷、脳性麻痺、切断、機能障害等の肢体不自由

１）SB クラス（平泳ぎ）　IPC2011.5 版より

クラス		障害プロフィール（１：脊髄損傷など　２：脳性麻痺など　３：切断など　４その他の機能障害）		
SB1	40～65点	1	a	第６頚髄以下の完全損傷の四肢麻痺または同等のポリオ
			b	第７頚髄以下の完全損傷でさらに腕神経麻痺や片腕に障害があるものと同等の四肢麻痺
		2	a	両上肢に推進のための関節の機能制限がある最重度の四肢麻痺
			b	痙性やアテトーゼの影響で頭部や体幹のコントロールが乏しく、全ての四肢による推進のための協調運動が障害されている重度の四肢麻痺
		3	a	第６頚髄以下の頚髄損傷にさらに肩関節の機能も乏しい重度の筋骨格系の障害
			b	重度の四肢欠損症あるいは切断で全ての四肢や断端が非常に短いもの
			c	重度の関節拘縮症で、上肢の関節可動性が重度に障害されており、四肢全てに障害があるもの
SB2	66～90点	1	a	第７頚髄の完全損傷に相当する四肢麻痺またはポリオ
			b	第６頚髄以下の不完全損傷の四肢麻痺またはそれに相当するポリオ
		2		体幹のコントロールが乏しく、痙性やアテトーゼまたは失調により四肢全てによる推進力が中等度である中等度の四肢麻痺
		3	a	重度の３肢欠損症
			b	重度の筋萎縮症が両上肢、両下肢に有するもの
			c	第７頚髄以下の不完全損傷に相当する筋骨格系疾患
SB3	91～115点	1	a	第 ８ 頚髄以下完全損傷に相当する四肢麻痺またはポリオで手指の伸展機能が良好なもの
			b	第７頚髄不完全損傷に相当する四肢麻痺またはそれに相当するポリオ
			c	第１胸髄－第５胸髄（以下）の完全損傷の相当する対麻痺またはポリオ
			d	第１胸髄－第８胸髄（以下）の完全損傷の対麻痺で手術にて脊柱の第４胸椎または第６胸椎からロッド固定が行われているもの、または両股関節の重度の拘縮に

				よりバランスへの影響があるものあるいはその両方があるもの
		2		体幹に障害があり両肩と両肘による推進力に制限がある重度の両麻痺
		3	a	第８頚髄（以下）完全損傷に相当する筋骨格系疾患
			b	中等度の３肢欠損症
			c	関節拘縮症により四肢全てに障害があり、両上肢、両下肢の重度の可動域制限により上肢または下肢にて中程度からまずまずの推進力を有するもの
SB4	116～140点	1	a	第６胸髄－第 10 胸髄（以下）の完全損傷に相当する対麻痺またはポリオ
			b	第９胸髄－第１腰髄（以下）の完全損傷の対麻痺で手術にて第４胸椎または第６胸椎からのロッド固定が行われているもの、または両股関節の重度の拘縮によりバランスへの影響があるもの、あるいはその両方があるもの
			c	第８頚髄（以下）の不全損傷で適当な体幹機能を有するもの、またはそれに相当するポリオ
		2	a	体幹のコントロールはまずまずで両肩、両肘による推進力もまずまずである重度の両麻痺
			b	重度の片麻痺
			c	重度から中等度のアテトーゼ、失調症、痙性を有するもの
		3	a	第８頚髄（以下）の不完全損傷による四肢麻痺に相当する筋骨格系疾患
			b	障害が全ての四肢にあり、両上肢と両下肢による推進力が中等度からまずまずである関節拘縮症
SB5	141～165点	1	a	第１１胸髄－第１腰髄（以下）の完全損傷に相当する対麻痺またはポリオで水泳に有効な下肢機能を有さないもの
			b	第２腰髄－第３腰髄(以下)の完全損傷の対麻痺で手術にて第４胸椎または第６胸椎からロッド固定が行われているもの、または両股関節の重度の拘縮によりバランスへの影響があるもの、あるいはその両方のあるもの
		2	a	体幹のコントロールはまずまずあり、両肩、両肘にまずまずから良好な推進力を有する中等度の両麻痺
			b	重度から中等度の片麻痺
			c	重度から中等度のアテトーゼや失調症
		3	a	片上腕切断と同側に大腿切断があるもの
			b	両大腿切断で両断端長が 1/2 以下のもの
		4	a	軟骨無形成症で身長が女性で 130cm、男性 137cm 以下のものでさらに推進力に問題となる障害を有するもの
			b	片大腿切断で同側の肩関節に重度の機能障害を有するもの
			c	両腕の欠損症で両下肢にさらなる障害を有するもの
SB6	166	1		第２腰髄－第３腰髄（以下）の完全損傷に相当する対麻痺またはポリオ

	～ 190 点	2	a	わずかな障害の影響が上半身や体幹にある中等度の両麻痺
			b	中等度の片麻痺（実際的なプロフィールを参照）
			c	中程度のアテトーゼまたは失調症
		3		両大腿切断で両断端長が 1/2 以上のもの
		4	a	軟骨無形成症で身長が女性 130cm、男性 137cm 以下のもの
			b	両上肢の欠損･短縮症でその長さが正常の 2/3 でさらに片大腿切断を有するもの
			c	片上肢に麻痺があり、同側下肢に重度の機能障害を有するもの
SB7	191 ～ 215 点	1		第４腰髄－第５腰髄（以下）の完全損傷に相当する対麻痺またはポリオ
		2	a	わずかに体幹への影響がある軽度の両麻痺
			b	中等度の片麻痺（実際的なプロフィールを参照）
			c	中等度の片麻痺（実際的なプロフィールを参照）
		3	a	両上腕切断
			b	両下腿切断で両断端長が 1/2 以下のもの
			c	片上腕切断と反対側の大腿切断があるもの
		4		両下肢に重度の関節障害を有するもの
SB8	216 ～ 240 点	1	a	両下肢に軽度な障害を有する歩行可能な対麻痺
			b	片下肢の機能を全く有さないポリオ
		2	a	わずかながらも全体的な協調性障害を有するもの
			b	わずかながらも明らかな片麻痺の徴候を有するもの
		3	a	両前腕切断
			b	片肘離断
			c	片上腕切断またはそれに相当する完全な腕神経叢麻痺
			d	片前腕切断で断端長が 1/4 以下のもの
			e	両下腿切断で両断端が 1/2 よりも長いもの
			f	片大腿切断、
			g	片膝離断
			h	片下腿切断で断端長が 1/4 以下のもの
		4		両下肢の部分的な関節障害があり、より片方に重度の障害があるもの
SB9	241 ～ 275 点	1		ポリオで最小程度の障害があるものと第１仙髄／第２仙髄の馬尾神経症候群
		2		わずかながらも痙性や失調症の明らかな神経徴候を有するもの
		3	a	片下腿切断で断端長が 1/4 より長いもの
			b	片前腕切断で断端長が 1/4 より長いもの
			c	足部切断
			d	手部切断で残存部が 1/3 以下のもの
		4	a	不全型の腕神経叢麻痺

			b	ペルテス病により股関節の可動制限を有するもの
			c	重度な股関節障害で下肢にさらなる機能障害を合併するもの
			d	両足関節の強直でわずかな下肢の筋力低下を合併するもの
	＊最低－25 点の機能ポイントがあること			
SB21		SB9 に満たない障害		

2）S クラス（自由形、背泳ぎ、バタフライ）

クラス		障害プロフィール （1：脊髄損傷など　2：脳性麻痺など　3：切断など　4：その他の機能障害）		
S 1	40～65 点	1		第 5 頚髄（以下の）完全損傷に相当する四肢麻痺またはポリオ
		2		頭部と体幹のコントロールに乏しく、さらに四肢の運動性が著しく制限された最重度の四肢麻痺（脳性麻痺）
		3		四肢すべてが障害されている重度の関節拘縮症で両上肢の重度な運動制限と、両下肢の推進力が制限されているもの
S 2	66～90 点	1	a	第 6 頚髄（以下の）完全損傷に相当する四肢麻痺または同等のポリオ
			b	第 7 頚髄（以下の）完全損傷に加えて片方の上肢に腕神経叢麻痺や制限がある四肢麻痺
		2		推進力のための両上肢の可動域が著しく制限されている重度な痙直型四肢麻痺
		3		重度の筋骨格系疾患で第 6 頚髄（以下）の完全損傷四肢麻痺と同等の肩の機能低下を有するもの
S 3	91～115 点	1	a	第 7 頚髄以下の完全損傷の四肢麻痺、または同等のポリオ
			b	第 6 頚髄以下の重度不完全損の四肢麻痺、または同等のポリオ
		2	a	体幹コントロールが乏しく推進のために非対象な両上肢の運動を行う重度な痙直型四肢麻痺
			b	痙直型またはアテトーゼで頭部と体幹のコントロールが乏しく、推進のための四肢全ての協調性が障害されている重度の四肢麻痺
			c	痙性やアテトーゼのため体幹のコントロールが乏しい中等度の四肢麻痺、または四肢による中等度の推進力を持つ失調症
		3	a	全ての四肢の短断端である重度の四肢欠損または切断
			b	重度の筋萎縮が上肢と下肢の両方にあるもの
			c	拘縮が全ての四肢にあり、両下肢のみで中等度からまあまあの推進力を有する関節拘縮症
S 4	116～140 点	1	a	手指の伸展が十分可能な第 8 頚髄（以下の）完全損傷に相当する四肢麻痺やポリオ
			b	第 7 頚髄（以下の）不完全損傷または同等のポリオ
		2		両肩、両肘の推進力に制限を有する体幹にも影響のある重度の両麻痺

		3	a	第８頚髄（以下の）完全損傷の四肢麻痺に相当する筋骨格系疾患
			b	３肢に重度の欠損があるもの
			c	拘縮症が四肢全てにあり、両上肢に中等度からわずかに劣る推進力があり、両下肢に制限された運動が可能なもの
Ｓ５	141～165点	1	a	第１胸髄－第８胸髄以下の完全損傷に相当する対麻痺やポリオ
			b	第８頚髄以下の不全損傷の四肢麻痺で合理的な体幹機能を有するものまたは同等のポリオ
		2	a	重度の両麻痺でまずまずの体幹のコントロールを有し、肩と肘による推進力は中等度からまずまずであるもの
			b	重度の片麻痺
			c	重度から中等度のアテトーゼや失調症と痙直型
		3	a	第８頚髄以下の不全四肢麻痺に相当する筋骨格系の疾患
			b	女性 130cm、男性 137cm 未満の骨形成不全症で推進力に問題となるその他の障害を有するもの
			c	中等度の３肢の欠損症
			d	関節拘縮症が四肢全てにあり、中等度からまずまずの推進力が両上肢と両下肢にあるもの
Ｓ６	166～190点	1	a	第９胸髄－第１腰髄以下の完全損傷の対麻痺やそれに相当するポリオで水泳のための適当な下肢機能が無いもの
		2	a	中等度の両麻痺であり、まずまずの体幹コントロールを有し、肩と肘による推進力はまずまずから良好であるもの
			b	中等度の片麻痺で麻痺側上肢に重度な制限があるもの
			c	中等度のアテトーゼや失調症
		3	a	同側の上腕切断と大腿切断を有するもの
			b	両上腕切断
		4	a	先天性３肢欠損
			b	両上肢短縮（正常の 2/3)と片大腿切断を伴う欠損症
			c	軟骨無形成症で女性 130cm、男性 137cm 以下のもの
			d	片大腿切断に加えて同側の肩関節に重度の制限を有するもの
Ｓ７	191～215点	1		第２腰髄－第３腰髄以下完全損傷の対麻痺またはそれに相当するポリオ
		2	a	中等度の両麻痺で最小限の影響が上半身や体幹あるもの
		2	a	中等度の両麻痺で最小限の影響が上半身や体幹にあるもの
			b	中等度の片麻痺
		3	a	両前腕切断
			b	両大腿切断で断端が 1/2 よりも短いもの
			c	片上腕切断と反対側の大腿切断のもの

		4		片上肢の麻痺と同側の下肢に重度の機能低下を有するもの
S 8	216 ～ 240 点	1		第 4 腰髄－第 5 腰髄以下の完全損傷の対麻痺またはそれに相当するポリオ
		2	a	軽度の両麻痺で最小限の影響が体幹にあるもの
			b	軽度の片麻痺
			c	軽度の痙性を四肢に有するもの
		3	a	両大腿切断で両断端が 1/2 より長いもの
			b	両下腿切断で断端が 1/3 以下のもの
			c	片上腕切断または完全な腕神経叢麻痺に相当する機能低下を有するもの
			d	両手部切断で 1/4 または手掌を含むもの
		4		両下肢に重度の関節可動域制限を有するもの
S 9	241 ～ 265 点	1	a	歩行可能な対麻痺で両下肢に軽度な影響を有するもの
			b	ポリオで片下肢の機能を有さないもの
		2		わずかに全身的な協調性障害を有するもの
		3	a	片大腿切断、
			b	片膝離断
			c	両下腿切断で両断端が 1/3 以上あるもの
			d	片肘離断、
			e	片前腕切断
		4		両下肢の部分的な関節の制限があり、一方により大きな障害のあるもの
S 10	266 ～ 285 点	1		ポリオや第１仙髄または第２仙髄の馬尾神経症候群で両下肢に軽度な障害があるもの
		2		特徴的なテストによって明確な証明ができる痙性または失調症を有するもの
		3	a	片下肢の麻痺
		4	b	重度の片股関節障害
			a	片下腿切断
			b	両足部切断
			c	手部切断で手部の 1/2 を失っているもの
	＊最低－１５点の機能ポイントがあること			
S21			S10 に満たない障害	

3）SM クラス（個人メドレー）

4 泳法のクラスを合計しその平均。S のうち２つの泳法が不利な場合は低い方になる。（SM＝（３XS＋１SB）／４）

２．視覚障害

クラス	障害プロフィール
Ｓ１１・ＳＢ１１・ＳＭ１１	視力は光覚なしから、シングルタンブリング E の視力 LogMAR 値 = 2.60 より低いもの
Ｓ１２・ＳＢ１２・ＳＭ１２	選手が 1m離れた 40M シングルタンブリング E（高さ 58mm）を認識できない場合(STE LogMAR = 1.60　少数視力 0.025 相当)。
	または、視野狭窄が直径 10 度以下のもの、あるいはその両方のもの。
Ｓ１３・ＳＢ１３・ＳＭ１３	視力は、少なくとも１ｍの距離から ETDRS レターチャートまたは同様のチャート（Tumbling E）で測定した LogMAR 値として表した値が 1.00　(6/60)以下のもの。（LogMAR=1.0 少数視力 0.1 相当）
	または、視野狭窄 40 度以下のもの。あるいはその両方があるもの。
Ｓ２１・ＳＢ２１・ＳＭ２１	Ｓ１３に満たない障害

＊全てのクラス分けは矯正された視力による。（コンタクトレンズ、矯正レンズを使っているものは競技で使用する、しないに関らずクラス分けのときは着用が義務付けられている）

＊＊クラス１１の競技者は見えない（黒く塗りつぶした）ゴーグルの着用が義務付けられている。

３．聴覚障害

Ｓ１５・ＳＢ１５・ＳＭ１５	聴覚障害を明記した身体障害者手帳を所持しているもの

付則：この規定は平成２１年度から実施する。

付則：平成２２年度　ＲＥについて一部修正

付則：平成２４年度　ＩＰＣ2011．5 版に準じて一部修正

付則：平成２５年度　諸手続きを明文化し加筆